

関自貨2第614号

免 許 状

福 生 産 業 有 限 会 社

昭和62年5月26日及び昭和63年4月1日付けで申請のあった一般区域貨物自動車運送事業の経営を、次の条件を付し、下記のとおり免許する。

運輸開始は、免許の日から4か月以内に行わなければならない。

1 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ、事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

2 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険の上積みである責任保険又は責任共済に加入しなければならない。

3 車体に「限定」の表示の次に(廃棄物)と併記すること。

記

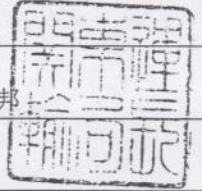
1 事業区域は、東京都とする。

関 東 運 輸 局

2 業務の範囲は、廃棄物の運送に限る。

昭和63年5月10日

関 東 運 輸 局 長 辻 宏 邦



関 東 運 輸 局